

議案第十四号

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案
秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則
(秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第三条第一項第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(秋田県立高等学校管理規則の一部改正)

第二条 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「公文書」を「行政文書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行により、所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び
秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行により、所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）の一部改正（第1条による改正）

「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を削ることとする。（第1条及び第3条関係）

(2) 秋田県立高等学校管理規則（昭和61年秋田県教育委員会規則第2号）の一部改正（第2条による改正）

① 「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を削ることとする。（第20条の2関係）

② その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（教育長への委任） 第一条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第二項各号に規定する事務及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 一～五 略 六 訴えの提起、和解及び審査請求 に対する裁決 に関すること。 七～十 略</p> <p>（教育長の専決処理） 第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。 一～三 略 四 第一条第六号に掲げる事項のうち、行政文書の公開の請求並びに個人情報の開示及び訂正の請求に対する決定に関する審査請求 に対する 裁決に関すること。</p> <p>2 略</p>
<p>旧</p>	<p>（教育長への委任） 第一条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第二項各号に規定する事務及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 一～五 略 六 訴えの提起、和解及び不服申立て に対する裁決又は決定に関すること。 七～十 略</p> <p>（教育長の専決処理） 第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。 一～三 略 四 第一条第六号に掲げる事項のうち、行政文書の公開の請求並びに個人情報の開示及び訂正の請求に対する決定に関する不服申立てに対する決定又は裁決に関すること。</p> <p>2 略</p>
<p>新</p>	<p>秋田県立高等学校校管理規則の一部改正（第一条による改正）</p> <p>（校長の専決） 第二十条の二 行政文書の公開に関する事務及び個人情報の取扱いに関する事務（行政文書の公開の請求並びに個人情報の開示及び訂正の請求に対する決定に関する審査請求 に対する 裁決に関する事務を除く。）は、校長が専決するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一～四 略</p>
<p>旧</p>	<p>（校長の専決） 第二十条の二 公文書の公開に関する事務及び個人情報の取扱いに関する事務（公文書の公開の請求並びに個人情報の開示及び訂正の請求に対する決定に関する不服申立てに対する決定又は裁決に関する事務を除く。）は、校長が専決するものとする。ただし、次の各号の一に 該当するときは、この限りでない。 一～四 略</p>